

意見提出者	個人
1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、出会い系サイト規制法と表記）は、どんな交流サイトであっても人が出会えることから、全く意味のないものであると言えます。</p> <p>事実、2009年に児童の被害があったサイト上位10サイトのうち、7つのサイトが健全認定されました。</p> <p>http://mainichi.jp/select/jiken/news/20100819k0000m040129000c.html</p> <p>また、2009年2月に警察庁が大手交流サイトに書き込み削除を要請しており、これは事実上の検閲に当たります。</p> <p>定義の曖昧さを含めて悪用が可能であることも問題です。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」を白紙に戻す。